

旭川市子ども・子育て審議会
令和元年度第3回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日 時 令和元年5月23日(木) 18:30~19:30
- 2 場 所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 佐藤委員, 宮崎委員, 小山委員, 石河委員
(欠席委員) 佐々木委員
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 金課長, 門脇主幹, 土橋補佐, 上田補佐
こども育成係 陶
こども事業係 宮崎主査, 藤永主査
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

①「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」

ア 延長保育料について

※事務局より資料1「幼児教育の無償化開始後の延長保育利用料について」に基づき説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

・私どもの団体として2点お願いしたい。1点目は、家庭で保育を行うことが第一義と考えており、その上で保育所等は補完的な役割を担うものと考えている。今回の無償化の影響で延長保育料が無償となった場合、必要のない方まで延長保育を利用することを望んではいない。無償だからといって安易な利用をされないよう、一定の歯止めがかかるような取組をお願いしたい。2点目は、今回の延長保育料の見直しにより市の負担が増えることとなるため、他の保育施策・補助事業に悪影響が出ないようお願いしたい。

(委員)

・市の負担増はどのくらいと見込んでいるか。本審議会で審議した中で予算化に至っていない事業もあるので、お伺いしたい。

(事務局)

・前年度の各施設の利用料収入実績は、短時間延長が112万570円、標準時間延長が664万2,980円、長時間延長が155万4,900円となっており、今回の見直しにより、今年度は4分の1程度、次年度以降は2分の1程度の減収になるものと見込んでいる。

(委員)

・合計すると約1,000万円で、各施設の利用料収入が2分の1程度減収になるということは、市の負担が約500万円増えるということでしょうか。

(事務局)

・国庫補助基準額に満たない施設もあるが、最大で見込んだ場合、その程度の金額になると考えている。

(委員)

・近年、少子化や人口減少が著しいが、これまでの市の施策で全てに手が届いているわけではない。今後さらに少子化や人口減少が進展していった際には、事業の優先度を考えていただきたい。

※「延長保育料」については、事務局案のとおりとする。

②「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しについて」

※事務局より資料2「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の公布に伴う市条例の改正検討資料」について説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

・小規模保育事業は2歳までの預かりだが、事業所内保育事業は就学前まで利用できるか。

(事務局)

・事業所内保育事業では、地域枠の子どもは2歳までの預かりで、従業員枠は就学前まで利用できる。

※「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し」については、事務局案のとおりとする。

③「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する答申案について」

※事務局より資料3「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する答申案」について説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

（委員）

・施設等利用給付の保育の認定要件は、現行の教育・保育給付認定と同様にするとあるが、国から具体的に示されているのか。

（事務局）

・子ども・子育て支援法が公布されており、法律上では同一の要件となっている。ただし、求職活動の取扱いなど詳細は、まだ示されていない。今後国に確認していく。

（委員）

・病児・病後児保育を利用できる方と今回無償化となる方について再度説明願いたい。

（事務局）

・病児・病後児保育を利用できる方は、保育所・幼稚園・認可外保育施設などを利用している子どもであり、施設等を利用していない子どもは利用できない。
・保育所・認定こども園（保育認定子ども）・地域型保育事業を利用している子どもは無償化の対象外であり、幼稚園・認定こども園（教育認定子ども）・認可外保育施設を利用している保育の必要のある子どもが無償化の対象となる。

（委員）

・保育所を申し込んで待機となっている子どもについては、病児・病後児保育は無償化となるか。

（事務局）

・無償化の対象であるか以前に、施設に在籍していないため、病児・病後児保育を利用できない。

（事務局）

・本日審議した議事でいただいた意見として、延長保育が無償となることで安易な利用とならないような取組をしてほしい、また、各施設の利用料が減収となることについて、他の事業などへの影響が無いようお願いしたいと御意見があった。本日審議した部分の答申については、いただいた御意見を踏まえて部会長と整理していきたい。

※第2回の審議事項の答申については、事務局案のとおりとし、第3回の審議事項の答申については、事務局で作成の上、部会長が確認することで了承を得て、調査審議を終了した。